

# 質 疑

議案に対して、深沢幸子議員・伊藤悦子議員・金剛寺博議員の3名が質疑を行いました。その一部を掲載します。

## ◆議案第1号 龍ヶ崎市市民交流プラザの設置及び管理に関する条例について

議員 住民への周知、使用開始時期、利用の受け付けについてお伺いいたします。

市民生活部長 10月中の使用開始に向けて改修工事を行っておりますが、現時点で明確なオープン日を申し上げることができません。

明確になりましたら、市広報紙りゅうほーや市公式サイト及びフェイスブック等で市民の皆さんに広く周知してまいります。

施設利用の申請につきましては、利用日の1カ月前から受付可能といたします。ただし、市民相互の交流を図る観点から住民自治組織あるいは多数の市民を対象としたイベントを実施する団体が申請する場合につきましては、利用日の2カ月前から受付可能とする予定です。市民交流プラザは多くの市民の皆さんが集い、活動し、相互の交流を深め

ていただくことを目的とした施設ですので、居住区域での優先、制限等は設けず、より多くの市民の皆さんにご利用いただきたいと考えております。

## ◆議案第3号 龍ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議員 課税限度額引き上げに伴い増税となる世帯数、金額、課税限度額超過世帯数と割合。また、2割軽減・5割軽減対象世帯の所得判定基準の改正による減税となる世帯数、金額、軽減対象世帯数と割合についてお伺いします。

健康福祉部長 国民健康保険に加入する1万2773世帯のうち、約1・67%に当たる213世帯が影響を受ける見通しで、影響額といたしましては723万8800円の調定額の増額を見込んでいます。

軽減対象枠拡大による影響です。軽減対象枠拡大で

は2割軽減が適用されております1429世帯のうち19世帯が5割軽減の対象となるほか、軽減の対象となっていないかった5487世帯のうち62世帯が2割軽減の対象となるなど、国保加入世帯の約0・63%に当たる81世帯が影響を受ける見通しです。175万6800円の調定額の減額を見込んでいます。

## ◆議案第9号 平成28年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第1号)

議員 臨時福祉給付金の対象人数及び開始日を含め実施期間、対象者へのお知らせの方法等をお聞きします。

健康福祉部長 今回の給付金は平成28年度臨時福祉給付金と障害・遺族基礎年金受給者向け給付金の2種類の給付金があります。臨時福祉給付金につきましては平成28年度の市民税が課税されていない方で、市民税

が課税されている方の扶養親族となっていない方が対象となり、支給額は1人当たり3000円となります。また、障害・遺族基礎年金受給者向け給付金は、この臨時福祉給付金の対象のうち、障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者で高齢者向け給付金を受給されていない方が対象となります。支給額は1人当たり3万円となります。臨時福祉給付金につきましては、平成27年度の臨時福祉給付金対象者のデータを基に、約1万1000人を想定しています。このうち約400人が障害・遺族基礎年金受給者向け給付金の対象になると想定しています。

度内容を周知してまいりたいと考えています。さらに支給対象になると思われる方には、給付金のチラシと一緒に支給対象者の住所、氏名等を記載した申請書を直接送付させていただくことで、少しでも申請しやすくなるように努めてまいりたいと思います。

議員 医療福祉費県補助、妊産婦マル福及び小児マル福の所得制限は幾らになりますか。また、対象人数の想定及び実施日を教えてください。

健康福祉部長 県の制度改正に伴うものであります。今回の県の制度改正は0歳から小学校6年生までの入院と外来及び中学生の入院に係る小児マル福と妊産婦マル福の所得制限の緩和でございます。まして、本年の10月1日から施行になります。内容でございますけれども、現在の所得制限は小児は父母、妊産婦は本人と配偶者それぞれの所得が40

1万円に、扶養があれば扶養1人につき30万円を加算した額でございますけれども、改正後はそれぞれの所得が630万円に、扶養があれば扶養1人につき38万円を加算した額に緩和されます。

対象者につきましては平成28年3月末日の人数での試算となりますけれども、小児では所得制限を超えているため市単独事業の該当となつている2028人のうち、約80%の1622人が県制度に移行すると見込まれます。ただし、中学校の外来1820人につきましては、今後引き続き市単独事業として対応していくことには変わりがございます。また、妊産婦マル福につきましても303人が対象となっておりますが、今回の所得制限の緩和により、年間約60人が適用となり、363人が対象となる見込みでございます。

偶者それぞれの所得が40